

福岡市地下鉄経営戦略懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 福岡市地下鉄事業に係る長期的視点に立った経営計画である福岡市地下鉄経営戦略を改定するにあたり、広く意見を聴くため、福岡市地下鉄経営戦略懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

第2条 懇話会では、次に掲げる事項について、懇話会の委員（以下「委員」という。）の意見を聴くものとする。

- (1) 福岡市地下鉄経営戦略の改定に関すること。
- (2) その他福岡市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、地下鉄経営に関わる各分野の学識経験のある者その他管理者が適当と認める者の中から、管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の委嘱の日から令和7年3月末日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(懇話会)

第5条 懇話会は、管理者が開催する。

(座長)

第6条 懇話会に座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 座長は懇話会の会議を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会の公開)

第7条 懇話会は、原則公開とする。ただし、懇話会における検討内容が、福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項に関するものであるとき又は懇話会を公開することにより、当該懇話会の適正な運営に支障が生じると認められるときは、この限りでない。

- 2 議事録については、前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。
- 3 懇話会の傍聴に関する手続その他傍聴に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員は、非公開とした内容について、守秘義務を負うものとする。

(事務局)

第9条 懇話会の事務局は、福岡市交通局総務部経営企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

福岡市地下鉄経営戦略懇話会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市地下鉄経営戦略懇話会に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、福岡市地下鉄経営戦略懇話会（以下「懇話会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

第2条 懇話会の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、自己の氏名等を傍聴希望者受付簿（様式第1号）に記入し、整理番号票（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、懇話会の開催の30分前に開始し、懇話会の開催の10分前に終了するものとする。

(定員)

第3条 懇話会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、5名とする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(懇話会場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他懇話会若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は懇話会を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、懇話会の懇話会場（以下「会場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、懇話会を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は懇話会の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、福岡市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、懇話会が傍聴を認めない議題に関する協議を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 管理者は、懇話会の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、管理者は、傍聴人に対して必要な措置を命じることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、管理者は、その者に対して会場からの退場を命じることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、懇話会の傍聴に関し必要な事項は、その都度管理者が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

(様式第1号)

福岡市地下鉄経営戦略懇話会

傍聴希望者受付簿

氏 名	住 所

(様式第2号)

年 月 日

福岡市地下鉄経営戦略懇話会

整 理 番 号 票

No. _____

傍聴人は、懇話会の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じて提示してください。